

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：リスク社会と法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>現代社会は、科学技術が発達する中、様々なリスクに囲まれたリスク社会であり、特に欧州ではデジタルとグリーンという二大分野でリスクに対する法的対応が進行している。</p> <p>本分科会では、医療・環境、chat GPTを含むAI、プラットフォーム、自動運転、原発などの現代的リスクに対し、法学を中心としつつ、工学、経済学、社会学といった学問を横断して、その抑止と受容がどのようになされるべきかを考察する。法学分野では、リスクの特性を踏まえ、民事責任と事故補償、行政規制、刑事責任、さらに自主的取組の可能性と限界を考え、立法論にも及びたい。また、リスクのガバナンスの在り方、新製品・システムのリスクに対するEUの考え方も論じたい。</p>
4	審議事項	現代社会における医療、環境、AI等のリスクに対する責任についての学問横断的検討に係る審議に関すること
5	設置期間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備考	